

発議案第5号

地方自治体に対する職員給与切り下げの強要、並びに地方交付税の一方的な削減に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月6日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
	同	中村健敏	㊞

提案理由

国に対し、地方自治体に対する職員給与の不当な切り下げの強要並びに地方交付税の削減を行うことのないよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

地方自治体に対する職員給与切り下げの強要、並びに地方交付税の一方的な削減に反対する意見書

来年度政府予算編成において安倍内閣は、地方自治体に対して7.8%もの職員給与切り下げを強要し、それを推進するテコとして地方交付税を大幅にカットした。地方交付税の削減総額はこれを含め3,921億円、歳出規模換算では8,500億円の巨額に及び、地方の財政運営に重大な困難をもたらすものとなっている。

言うまでもなく、地方自治体がみずからの権限と判断のもとに自主的に決定すべき職員給与について、国が強権的にその切り下げを迫るのは、乱暴きわまりない自治権の侵害である。ましてやそのためのこととして、地方共有の固有財源である地方交付税を一方的に削減することは、国と地方の財政関係の秩序の根幹を覆す二重の暴挙であり、断じて許されるものではない。地方六団体がこれに強く反対し、抗議の意思を表明しているのは当然である。

よって、本議会は政府および国会に対し、地方自治体に対する職員給与の不当な切り下げの強要並びに地方交付税の削減を行うことのないよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様